

令和8年度 札幌市立真栄中学校 いじめ防止基本方針

『いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる』

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為」であるという基本認識の下で、「いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という危機意識を常にもって対処する必要があります。

こうした基本認識に立ち、本校ではすべての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係を形成し、安心して学習できる環境を整備していきます。そのために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人一人の心の居場所を確保するとともに、安全で安心して学習に取り組めるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを、真栄中学校の「いじめ防止」の基本姿勢とします。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条第1項】

2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶のために組織的な取組を推進します。
- (2) いじめ防止対策推進のために、「いじめ対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。
教職員個人での判断に委ねず、必ず当該委員会での判断で当たることとします。
- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害する重大な被害を与えるような事態に対しては、札幌市教育委員会、児童相談所、警察署等の専門機関の協力を得て、事実解明を行う調査組織を立ち上げ被害者救済のための必要な措置を講じます。
- (4) 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

学校・家庭・地域総ぐるみで、
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

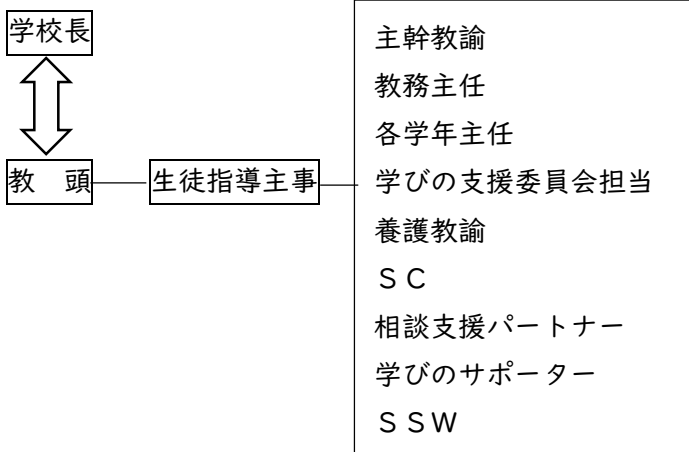
3 「いじめ対策委員会」の設置

(1) 校長は「いじめ対策委員会」を設置するとともに、当該定例会議を週1回（月1回分については年間計画に明記）実施し、加えて事案発生時には「緊急対策委員会」を開催し、いじめを含む生徒指導上の課題等について交流し、対応を検討します。

また、必要に応じて、教育委員会等と早期の情報共有を行います。

(2) 当該委員会の構成は、学校長・教頭・生徒指導主事・主幹教諭・教務主任・各学年主任・学びの支援委員会担当者・養護教諭・スクールカウンセラーを原則としますが、必要に応じて他の教職員、相談支援パートナー、学びのサポーター、スクールソーシャルワーカーを加えることができます。

【組織図】



【関係機関】

- ・札幌市教育委員会（教育センター）
- ・札幌市いじめ等対策連絡協議会
- ・児童相談所（子ども未来局）
- ・家庭児童相談室（清田区）
- ・北海道警察（サポートセンター）
- ・地域関係機関（民生委員等）

(3) 当該委員会の代表は生徒指導主事とし、実務的な連絡及び調整を行います。また、スクールカウンセラーは、いじめ防止についてのアドバイスを行います。

(4) 会議録を作成し、個別の対応状況については、会議録と別に記録します。また、校内学びの支援委員会に含み開催する場合は、いじめ対策委員会の会議記録は別途作成します。

4 「いじめ対策委員会」の責務

「いじめ対策委員会」は次に掲げる事項に取り組み、いじめの解消に向かいます。

- (1) 「いじめ防止基本方針」（いじめの防止・対処マニュアルを含む）の策定と推進
- (2) 校内組織（校務分掌・各種特別委員会等）との連携
- (3) 思いやりの心などの豊かな心の育成
- (4) 望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) いじめ根絶に関係する生徒活動の推進
- (6) 情報モラル教育の推進とネット・トラブルへの対応
- (7) いじめの早期発見と早期解消（当面の見守り）
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) 教育相談（いじめ調査）の計画と推進
- (12) いじめの問題及び生徒理解に関する教職員の研修の企画と運営
- (13) いじめ防止対策に関する学校評価の推進
- (14) その他、いじめ防止対策推進に関すること
- (15) 重大ないじめや犯罪行為に相当するようないじめに対し警察との連携

5 具体的な取組内容

(1) いじめ未然防止の取組

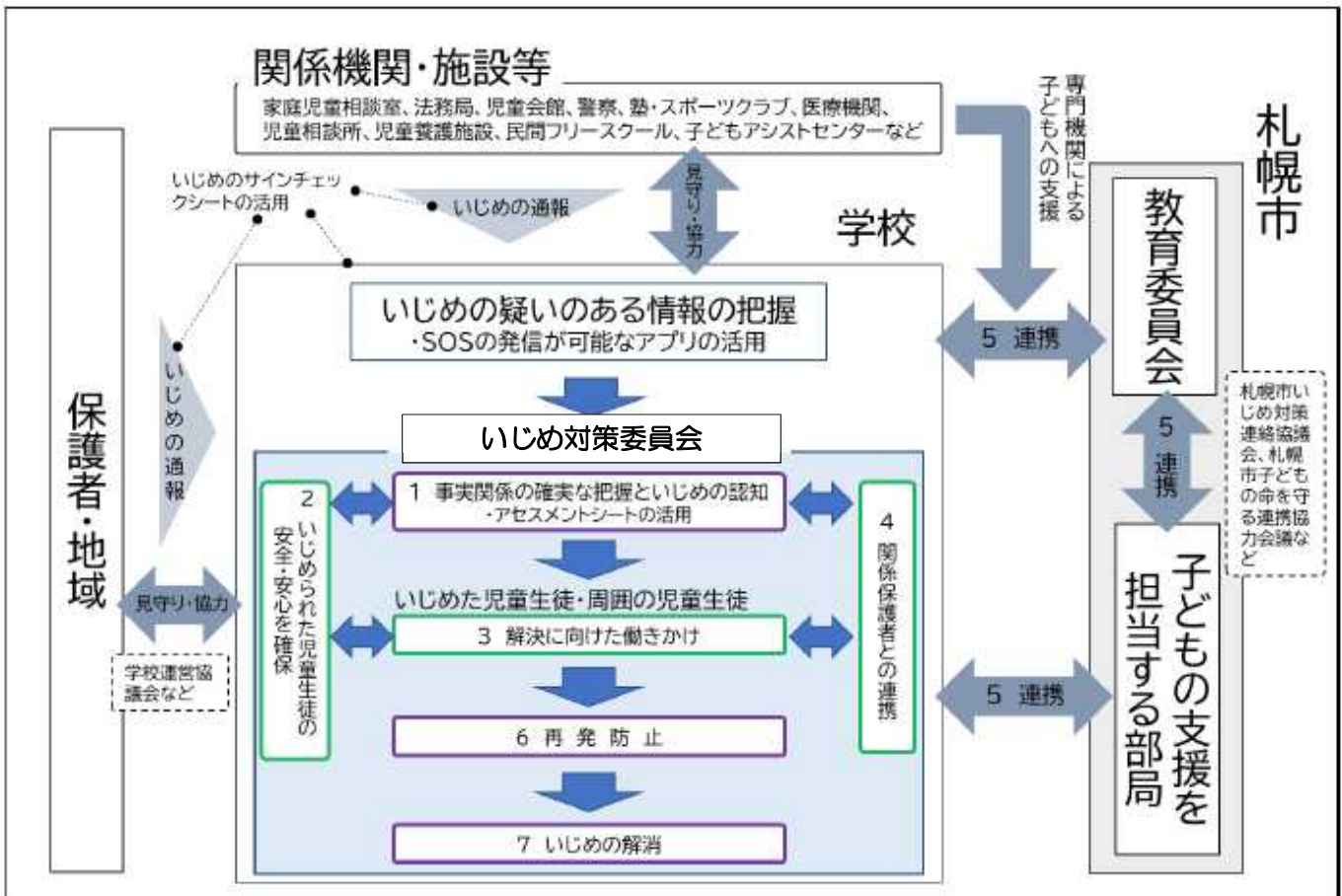
- ①いじめに関する一斉学習（学級活動または道徳の時間）を実施する。
- ②いじめの問題及び生徒理解に関する教職員研修を実施する。
- ③学校のきまりやルールを守る規範意識の向上を図る。
- ④「居場所」と「絆」をキーワードにした学級づくりに取り組む。
- ⑤「課題探究的な授業」を行うことにより、学習に対する達成感や成就感を育む。
- ⑥生徒活動（生徒会活動）等における「自治的な活動」による自主的な防止活動に取り組む。
- ⑦道徳教育の充実を図るとともに、「命の大切さ」をテーマとする全校道徳を実施する。
- ⑧「情報モラル」の指導の一層の充実を図る。
- ⑨悩みやいじめに関するアンケート調査用紙等は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間保管する。また、生徒の進級・進学・転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。

(2) 早期発見・早期解消の取組

- ①生徒へのアンケート調査を年4回実施する。（市教委の調査を含む）
- ②教育相談日を年間2回実施する。
- ③三者懇談を年間2回実施する。
- ④スクールカウンセラーとの情報交流を、随時実施する。
- ⑤ネットパトロールで明らかになった事案等に対して、適切な指導を行う。
- ⑥関係機関や地域住民等からの情報を収集する。
- ⑦教職員間においては、日常的に生徒の様子を交流できる人間関係を構築する。
- ⑧ICT（シャボテンログ）を活用した生徒のSOSの早期発見・早期対応

6 いじめ発生時の対応

（「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」より）



- (1) 事実関係の確実な把握といじめの認知
- (2) いじめられた児童生徒の安全・安心を確保
- (3) いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ
 - ・ いじめた児童生徒への指導・対応
 - ・ 周りの児童生徒への指導
- (4) 関係保護者との連携
- (5) 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携
- (6) 再発防止
- (7) いじめの解消

7 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態発生の報告

- ・ 速やかな市教委への報告

- ② 調査主体の判断

- ③ 詳細な事実関係等の調査の実施

- ・ 調査にあたっては、当該家庭に対して、丁寧な説明を行う。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき等が明らかな場合は、警察と連携を行う。

- ④ 以下の場合、第三者委員会を立ち上げることとする。

- ・ 対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる場合。
- ・ 対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい場合
- ・ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている場合

- ⑤ 実効性のある再発防止策の検討

- ⑥ 調査結果の提供・報告

- ⑦ 調査結果の公表

- ⑧ 調査結果・再調査の結果を踏まえた措置

- ⑨ 学校と教育委員会における取組の検証

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

<市立学校> 重大事態の発生

(1) 重大事態発生への報告

- 市立学校から教育委員会へ
- 教育委員会から市長へ

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が経緯や事案の特性等により総合的かつ慎重に判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

(3) 調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

(4) 調査結果の提供・報告

- 教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告
- いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

必要に応じた再調査の実施

- 市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

(5) 調査結果の公表

- 国のガイドラインに基づき調査結果を公表

再調査結果の提供・報告

- 再調査の結果を、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 市長から議会に再調査の結果を報告

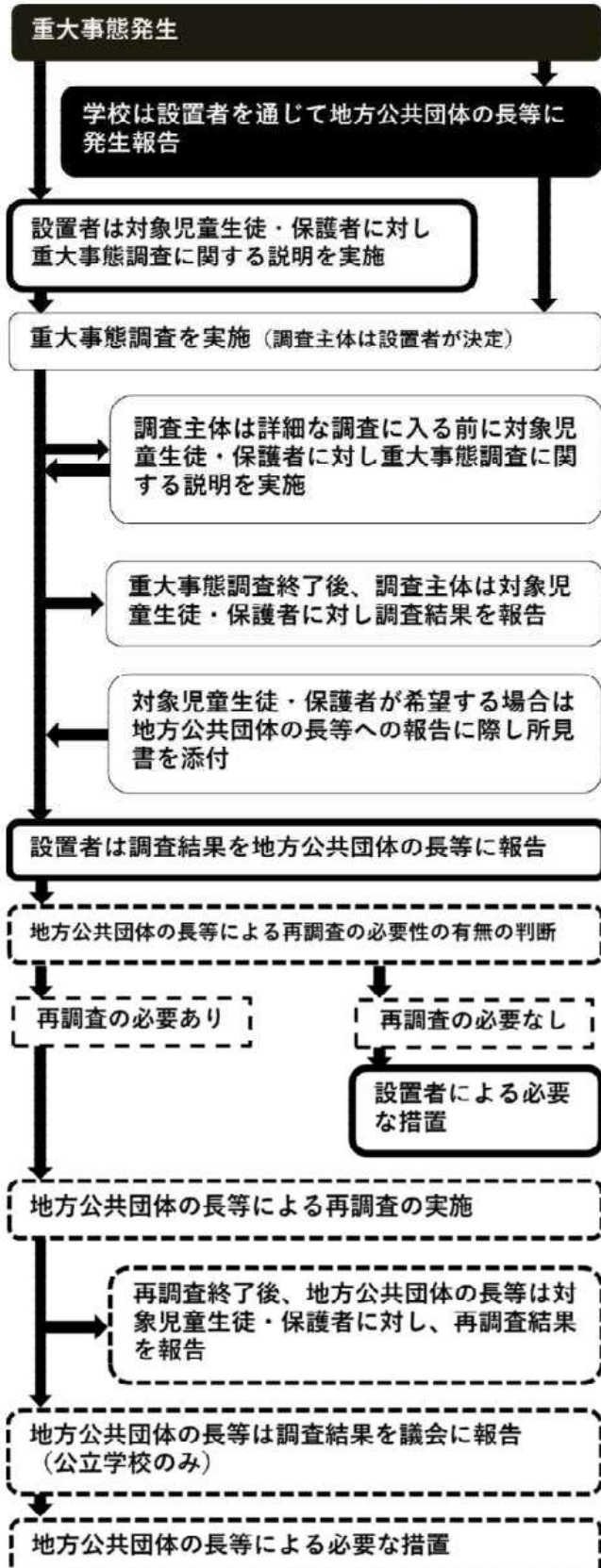
(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- 教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。

＜一般的な重大事態調査の流れ＞



【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

【法第28条】
 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】
 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【法第28条】
 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※ 【法第29条】～【法第32条】
 ・法第29条：国立学校に係る対処
 ・法第30条：公立学校に係る対処
 ・法第31条：私立学校に係る対処
 ・法第32条：学校設置会社が設置する学校に係る対処

※ 学校 設置者 調査主体 地方公共団体の長等